



栃木県公報

令和5(2023)年
6月29日(木)
号外
第42号

目次

- 規 則
○栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部改正…………… 1
- 訓 令
○栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第42号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年6月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成28年栃木県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 北村一郎 第2順位 副知事 <u>天利和紀</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 北村一郎 第2順位 副知事 <u>末永洋之</u>

附 則

この規則は、令和5年7月10日から施行する。

(人事課)

訓 令

栃木県訓令第6号

本 庁
出先機関

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年6月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県副知事の担当事務に関する規程（平成28年栃木県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) 第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 副知事 <u>天利和紀</u> の担当事務	(担当事務) 第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 副知事 <u>末永洋之</u> の担当事務

ア～キ 略

ア～キ 略

附 則

この訓令は、令和5年7月10日から施行する。

(人事課)